

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令(沖縄弁護士に関する政令部分)
規制の名称	欠格事由の緩和
規制の区分	緩和
主管部局・課室	大臣官房司法法制部司法法制課
評価実施時期	令和7年3月
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	本規制緩和で新設された個別審査規定によって審査された事例はなく、「遵守費用」は特段発生していないが、令和6年12月時点で対象となる沖縄弁護士は3人にとどまることを考えると、今後「遵守費用」が発生したとしても僅少であることが見込まれることから、事前評価時の想定とかい離はない。
(行政費用)	事前評価時に想定していたとおり、特段発生していない。
(効果)	計測不能である。
(便益(金銭価値化))	計測不能である。
(副次的な影及び波及的な影響)	事前評価時に想定していたとおり、負の影響も含めた副次的な影響及び波及的な影響は特段発生していない。
考察	当該規制緩和による支障、費用及び間接的な影響、社会経済情勢等の変化による想定外の影響等が発生しておらず、「心身の故障により沖縄弁護士の職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの」に該当するとして沖縄弁護士名簿への登載が取り消された事例が存在しないことに鑑み、当該規制緩和を継続する妥当性がある。
備考	